

¥ 国保・年金・税金

① 国民健康保険の加入と手続き

加入者

職場の健康保険・船員保険・共済組合などに加入している方とその被扶養者および生活保護受給者を除く75歳未満の方は、必ず国民健康保険に加入することになります。なお、一定の障害のある方は、65歳の誕生日以降、申請により後期高齢者医療制度に加入することができます。

届け出るとき

目 各区役所・宮城総合支所保険年金課、秋保総合支所保健福祉課

加入または変更のときは、下記のほか写真付身分証明書（運転免許証、マイナンバーカード、パスポートなど）をお持ちください。

	届け出が必要な場合	必要なもの
国民健康保険に入るとき	転入したとき	転出証明書
	職場の健康保険を抜けたとき	資格喪失証明書
	生活保護を受けなくなったとき	保護廃止(停止)決定通知書
国民健康保険を抜けるとき	子供が生まれたとき	父親または母親の保険証、母子健康手帳
	他の市町村へ転出するとき	転出する方の保険証
	職場の健康保険に加入したとき	国保を喪失する方の保険証、職場の健康保険証
その他	生活保護を受けるようになったとき	世帯全員の保険証、保護開始決定通知書
	死亡したとき	亡くなった方の保険証
	住所または氏名などに変更があったとき	変更があった方全員の保険証
	世帯主が変わったとき	世帯全員の保険証

② 保険料と給付

保険料の納付方法

目 各区役所・宮城総合支所保険年金課、秋保総合支所保健福祉課

国民健康保険料は、世帯分を世帯主が納付します。公的年金からの差し引きとなる場合を除き、原則として口座振替による納付となります。

主な給付の種類

目 各区役所・宮城総合支所保険年金課、秋保総合支所保健福祉課

給付の種類	こんなとき	給付と負担の内容
療養の給付	病院などで保険証および高齢受給者証を提示して治療を受けたとき	自己負担割合/小学校就学前まで…2割 小学校就学时～69歳…3割 70歳～74歳…2割または3割
入院時食事療養費	入院して食事の提供を受けたとき	自己負担額 一食につき460円(市町村民税非課税世帯は減額されます)
高額療養費	同じ月内に受けた診療の自己負担金が限度額を超えたとき	自己負担限度額(年齢や所得により異なります)を超えた分を払い戻します
高額介護合算療養費	世帯内で、国民健康保険に加入している方の1年間の医療費と介護保険での自己負担額の合計が基準額を超えたとき	基準額(年齢や所得により異なります)を超えた分を払い戻します
訪問看護療養費	訪問看護を受けたとき	療養の給付と同じ
療養費	急病などで病院に保険証を提示できずに医療費を全額支払ったときなど	支払った費用の一部が払い戻しになる場合があります
出産育児一時金	出産したとき	出生児1人につき50万円を支給
葬祭費	死亡したとき	葬祭を行った方(喪主)に5万円を支給

③ 特定健康診査・特定保健指導

特定健康診査・特定保健指導

目 各区役所家庭健康課、各総合支所保健福祉課

被保険者のうち40歳～74歳の方を対象に、生活習慣病の予防を目的として特定健康診査を実施します。健康診査の結果によりメタボリックシンドロームやその予備群に該当する場合には、特定保健指導を実施し、生活習慣の改善と生活習慣病の予防に向けた支援を行います。

後期高齢者医療制度加入の方は、基礎健康診査(→28ページ)が受診できます。

各種がん検診については、→28ページをご覧ください。

④ 後期高齢者医療制度の加入と手続き

加入者

①75歳以上の方 ②65歳～74歳の方で一定の障害のある方

届け出るとき

75歳になる方は、加入の手続きは不要です。誕生日の前日までに後期高齢者医療被保険者証を送付します。

下記の場合は手続きが必要です。本人の確認書類(マイナンバーカード等の写真付きの身分証明書など)をお持ちください。

届け出が必要な場合	必要なもの
転入したとき	負担区分証明書、本人と確認できるもの、転出証明書
市内で住所を変更したとき	保険証、本人と確認できるもの
市外へ転出するとき	保険証
生活保護を受けるようになったとき	保険証、保護開始決定通知書
生活保護を受けなくなったとき	保護廃止(停止)決定通知書
死亡したとき	亡くなった方の保険証
保険証を紛失したとき	本人確認書類
65歳～74歳の方で一定の障害のある方が加入するとき	障害者手帳など障害の状態が確認できるもの、これまでご加入の保険の保険証 →39ページ 「一定の障害のある方の後期高齢者医療制度への加入について」へ

⑤ 保険料と給付

保険料の納付方法

目 各区役所・宮城総合支所保険年金課、秋保総合支所保健福祉課

後期高齢者医療保険料は、被保険者一人ひとりが納付します。納め方は、原則として公的年金からの差し引きとなります(申出書の提出により口座振替に変更することもできます)。

年金額の年額が18万円未満の方や、介護保険料との合算額が年金受給額の2分の1を超える方は、口座振替または納付書払いとなります。

主な給付の種類

目 各区役所・宮城総合支所保険年金課、秋保総合支所保健福祉課

給付の種類	こんなとき	給付と負担の内容
療養の給付	病院などで保険証を提示して治療を受けたとき	自己負担割合1割・2割・3割のいずれか
入院時食事療養費	入院して食事の提供を受けたとき	自己負担額 1食につき460円 (市町村民税非課税世帯は減額されます)
高額療養費	同じ月内に受けた診療の自己負担金が限度額を超えたとき	自己負担限度額(所得により異なります)を超えた分を払い戻します



給付の種類	こんなとき	給付と負担の内容
高額介護合算療養費	世帯内で、後期高齢者医療制度に加入している方の1年間に負担した後期高齢者医療制度と介護保険の自己負担金の合計額が、基準額を超えたとき	基準額(所得により異なります)を超えた分を払い戻します
訪問看護療養費	訪問看護を受けたとき	自己負担割合1割・2割・3割のいずれか
療養費	急病などで病院で保険証を提示できずに医療費を全額支払ったときなど	支払った費用の一部が払い戻しになる場合があります
葬祭費	死亡したとき	葬祭を行った方(喪主)に5万円を支給

⑥国民年金の加入と保険料

国民年金への加入

20歳から、すべての人が国民年金に加入することになっています。大学、専修学校等の学生も加入することになっています。

加入の対象となる方

必ず加入する方	第1号被保険者	自営業、農林漁業、学生などの日本国内に住んでいる20歳以上60歳未満の方で、次の第2号・第3号被保険者に該当しない方
	第2号被保険者	会社員や公務員など、厚生年金保険に加入している方
	第3号被保険者	第2号被保険者に扶養されている配偶者で、20歳以上60歳未満の方
加入できる方 希望すれば	国内に住んでいる60歳以上70歳未満の方(65歳以上の方は受給資格期間を満たしていない方)	
	外国に住んでいる20歳以上65歳未満の日本人 60歳未満の老齢(退職)年金の受給権者	

保険料

保険料の納入

年金事務所 → 95ページ

国民年金の保険料(第1号被保険者)は、納付書(現金)での納付、口座振替、電子納付、クレジットカードでの納付があります。前納すると割引になります。

各区役所・宮城総合支所保険年金課、秋保総合支所保健福祉課

保険料の免除

経済的な理由などで保険料が納められない場合は、申請して承認されると免除されます。

学生納付特例制度

学生本人の所得が一定以下の場合、申請により、在学中の保険料が後払いできます。

納付猶予制度

50歳未満の方で、本人と配偶者の所得が一定以下の場合、申請して承認されると保険料の納付が猶予されます。

産前産後期間の保険料免除

国民年金第1号被保険者は、出産予定日または出産日前後の一定期間の保険料が免除されます。

こんなときは届け出を

年金事務所 → 95ページ

各区役所・宮城総合支所保険年金課、秋保総合支所保健福祉課へ届け出

届け出が必要な場合	必要なもの
会社を辞めたとき(扶養している配偶者の変更も必要)	本人・配偶者の年金手帳または基礎年金番号通知書、退職日が分かる書類など
厚生年金に加入している配偶者の扶養からはずれたとき	年金手帳または基礎年金番号通知書、扶養をはずれた日が分かる書類など
第1号被保険者の方で国民年金を受けようとするとき	国民年金窓口へお問い合わせください
基礎年金のみ受給している方が死亡したとき	

年金事務所等へ届け出

届け出が必要な場合	必要なもの
厚生年金に加入している配偶者の被扶養者になったとき	配偶者(厚生年金加入者)の勤務先にお問い合わせください
第3号被保険者期間のある方が老齢基礎年金を受けようとするとき	年金事務所の窓口へお問い合わせください

基礎年金の種類

老齢基礎年金	国民年金の保険料の納付および免除の期間などの合計が10年以上(平成29年7月までは25年以上)ある方が受けられます
障害基礎年金	国民年金に加入している間、または被保険者の資格を失った後の60歳以上65歳未満の間にかかった病気やけがにより障害者になったとき支給されます 20歳になる前の傷病によって障害者となった方が20歳になったとき支給されます(本人の所得制限があります)
遺族基礎年金	国民年金に加入している間に死亡するか、または老齢基礎年金の受給資格を満たした後で死亡したとき、その方に生計を維持されていた子のある配偶者または子に支給されます

第1号被保険者独自の給付

各区役所・宮城総合支所保険年金課、秋保総合支所保健福祉課

寡婦年金	国民年金保険料を10年以上納めて年金を受ける資格を持つ夫が、年金を受けずに死亡したとき、婚姻期間が10年以上ある妻に60歳～65歳になるまでの期間支給されます
死亡一時金	国民年金保険料を3年以上納めた方が年金を受けずに死亡し、遺族が遺族基礎年金を受けられないとき支給されます
付加年金	付加保険料を納めた期間について老齢基礎年金に加算されます

年金の相談

年金事務所 → 95ページ

7 市税の納付・税証明

市税は納期内に

仙台市総合コールセンター「社の都おしえてコール」

☎ 398-4894 FAX 398-5070

コンビニエンスストア・取扱金融機関・ゆうちょ銀行（郵便局）、各区役所・総合支所、市役所収納管理課で納められます。便利な口座振替制度もあります。他にも、スマートフォン決済アプリ、クレジットカード（インターネット限定）、インターネットバンキング等でも納められます（ご利用には条件があります。詳しい内容については市ホームページをご覧ください）。

主な税目の納期

主な市税の種類	納付する月
市県民税（普通徴収）	6月、8月、10月、1月
固定資産税	4月、7月、9月、12月
軽自動車税（種別割）	5月

市税の証明が必要なとき

税制課 ☎ 214-8622 FAX 268-4319

各区役所税務会計課、各総合支所税務住民課

市・県民税課税（非課税）証明書（所得証明）、固定資産課税台帳登録事項証明書（評価証明・公課証明）、納税証明書などの税証明は、区役所または総合支所へ申請してください。証明発行センター・仙台駅前サービスセンターで発行できる証明書もあります。発行には手数料が必要です。代理人の場合は、委任状等が必要です。

いずれの場合も、窓口に来られる方の運転免許証など、写真付きの本人確認書類の提示をお願いします。

市税を納付した後、納付が税証明に反映されるまで一週間以上かかることがあります。あまり日をおかずに納税証明書を申請される場合、領収書・口座振替の通帳など納付確認ができるものを窓口にお持ちください。

また、郵送での申請も可能です。申請書を仙台市郵送事務センター★にお送りください。

★仙台市郵送事務センター

☎ 8:30～17:15（土・日曜、祝日および年末年始を除く）

〒983-8562 仙台市宮城野区榴岡5-11-1

仙台サンプラザ内 ☎ 296-1531

なお、市・県民税課税（非課税）証明書（所得証明）に限り、利用者証明用電子証明書が格納されたマイナンバーカードを利用して、全国のコンビニエンスストア等に設置されたキオスク端末（マルチコピー機）から取得できます。

※マイナンバーカードによる証明書コンビニ交付サービスについて

- ・仙台市に住民登録をされている方に限ります
- ・税証明を発行できる年度／最新の2年度分（過去の年度の証明書が必要な方は、区役所等の窓口へ申請してください）
- ・利用できるコンビニエンスストア等（令和5年4月末現在）セブンイレブン、ローソン、ファミリーマート、ミニストップ、イオン

※キオスク端末（マルチコピー機）設置店舗のみでご利用いただけます

- ・利用時間／6:30～23:00（利用される店舗の営業時間内に限る）
- ・機器の障害や、臨時のシステムメンテナンス等により、ご利用いただけない場合があります
- ・原則として、差し替え・返金はいりませんので、年度や証明の種類を十分に確認の上、取得してください

税金の相談 → 16ページ

証明書コンビニ交付サービス → 22ページ

8 こんなときは

固定資産をお持ちの方は

毎年1月1日（賦課期日）現在、仙台市内に固定資産（土地・家屋・償却資産）を所有している場合、その資産価値に応じて固定資産税を納めることとなります。



固定資産税について、ご不明な点がございましたら、下記の固定資産税担当課にお問い合わせください。評価内容や課税内容について、詳しく説明します。

取り扱い業務	電話番号	担当課 FAX番号	
土地・家屋について	青葉区に所在する物件 [土地] 214-8596 [家屋] 214-8604	北固定資産税課 ☎214-8607	
	泉区に所在する物件 [土地] 214-8597 [家屋] 214-8605		
	宮城野区・若林区に所在する物件 [土地] 214-8689 [家屋] 214-8694	南固定資産税課 ☎214-8609	
	太白区に所在する物件 [土地] 214-8690 [家屋] 214-8695		
	償却資産について	214-8619	資産課税課 ☎214-8614

バイクや軽自動車をお持ちの方は

市民税企画課

☎214-8625 FAX214-1119

バイクや軽自動車を所有したとき、廃車、譲渡、盗難などがあったとき、住所が変わったときは15日以内に手続きをする必要があります。

種別	担当窓口
原動機付自転車 (125cc以下のバイク等)	各区役所税務会計課 各総合支所税務住民課
小型特殊自動車	
二輪の軽自動車 (125cc超250cc以下等)	東北運輸局宮城運輸支局 ☎050-5540-2011
二輪の小型自動車 (250cc超)	宮城県軽自動車協会 ☎388-6033
三輪・四輪の軽自動車 (660cc以下)	

軽自動車や二輪の小型自動車をお持ちの方が県外へ転出し、他県ナンバーを取得した場合は、前住所地(課税地)の市区町村へ申告手続きをして、翌年度以降の軽自動車税(種別割)の課税を止める必要があります。これを「税止め」といいます。

「税止め」の手続きは原則として自己申告となっています。必要な書類については、前住所地(課税地)の担当課に確認してください。

なお、三輪・四輪の軽自動車については、全国の軽自動車協会で行っているので、転入手続きの際に確認してください。

健康

①新型コロナ

最新情報は仙台市ホームページの新型コロナウイルス感染症関連情報で確認を



かかりつけ医がない方や相談先が分からない場合

受診情報センター

☎0120(056)203

※24時間受け付け

令和5年9月末までの対応を予定しています。

②各種健診

各種健診

目 各区役所家庭健康課、各総合支所保健福祉課

健康維持・増進のため受診をお勧めします。毎年お申し込み政だより4月1日号と併せて各世帯に配布する市民

種類	対象
基礎健康診査	35～39歳の方
	75歳以上の方
	65～74歳の後期高齢者医療制度加入者
	35歳以上の生活保護受給者 35歳以上の中国残留邦人等に対する支援給付の受給者
胃がん検診	35歳以上の方
	50歳以上の方
子宮頸がん検診	20歳以上の女性
乳がん検診	30～39歳の女性
	40～69歳の女性
	70歳以上の女性
肺がん・結核健診	肺がん検診40歳以上の方
	結核健診65歳以上の方
大腸がん検診	40歳以上の方
前立腺がん検診	50歳・55歳・60歳・65歳の男性

